近世後期における大垣の町衆と謡曲

— 谷九太夫と「京観世」

A Study of the Yôkyoku in Ôgaki in the Late Edo Period — The Achievements of Tani Kyudayu and the "Kyôkanze"

米田真理(朝日大学 日本語研究室

Mari YONEDA

Department of Japanese, Asahi University

資料をもとに、近世後期における同地域の謡文化について、谷九太夫家の史料、大垣市立図書館蔵「山下家文書」の謡曲関連

- ●町衆の謡は、京都で独自の享受システムが完成していたいわ
- ●谷九太夫は「京観世」の岩井家門人である、沢家の直弟子で
- ●観世流の家元制度が発展する過程で、岩井家と沢家の間で争

などを紹介したい。

なお、本稿において、伝書等の記事を引用するにあたっては漢

はじめに

岐阜県大垣市は、濃尾平野の北西部、木曽三川の一つである揖圏の能楽や近代以降の変遷については、いまだ不明な点が多い。なわち「~藩の能楽」を中心に進められてきた。だが、町人文化地方能楽史の研究は、従来、江戸時代の大名家周辺の能楽、す

本稿では、大垣の有力な町衆であり、著名な俳人の子孫であるが、「奥の細道」の終着地としても知られている。「利用した運輸のターミナル機能を有する土地として栄え、松尾芭髪川の西岸に位置する、県最西部の市である。古くから揖斐川を

における傍線は米田が付したものである。字は通用の字体を用い、句読点を付した。また、伝書の引用文中

、大垣の謡と「京観世」

江戸の師匠に習い、一方、)謡曲 これによれば、 江戸時代における大垣の謡の概要については、河合治平「大垣 郭町に、片山孫左衛門という人、京都の浅野太左衛門に稽古 に伝えられた。其の他に、酒井祥三という師匠もあった。 戸詰の際、 三といい、 全国に其の謡風を伝える者無く、 たことにより、 め、稽古して帰り、 大垣の謡曲は、 家の分家戸田縫殿家で、 その他」に、以下のように記される(傍線は米田 それを町方の子弟に伝えた。 町家の方は、 家元風の謡である。私の師の言い伝えによれば、 謡の系統は、同士族で馬淵五左衛門という人、 山階竜五郎師に学び、 大垣の謡の主流は主に観世流であるが、 京都風の謡で、通称京観世といった。今は、 古くは士族の江戸詰の際、 京都で稽古した人があって、それを伝え それを伝えたもので、 町衆は京都風であったという。 時折り催能あった義を聞く。 帰垣して、岡田氏、其の他 私の師は、士族で、 私の知った人は、明治初期 大略観世流である。 江戸で師匠を求 岡田暢 士族は 江 61 戸

> 編集していた。 世十大夫親能に問い合わせながら、 を持ち寄り、明和三年から七年にかけて、当時の家元であった八 たちも江戸で弟子入りしており、彼らはそれぞれに書写した謡本 弟の近藤久四郎、黒川市郎兵衛らの指導を受けていた。他の藩士 大夫定能の直弟子となり、家元後継者だった七大夫長義やその高 岡本節斎自身は、享保十六年(一七三一)に喜多流七世大夫・十 研究所鴻山文庫蔵。 が江戸で喜多流の家元の直弟子となっていたことが、藩士岡本節 江戸の家元の謡を本国に持ち帰る例は、 斎(五代目岡本半右衛門)著の謡伝書『太郎次郎』(法政大学能楽 傍線部①に記されるように、藩士が参勤交代の制度を利用して 江戸時代後期の享保から明和年間にかけて、藩士ら 明和五年(一七六八)成立)から知られる。 仲間内で用いる謡本として再 他藩にも見られる。

即」を見出せる。

本国においても、藩士たちが江戸の師匠に習っていたというの大垣においても、藩士たちが江戸の師匠に習っていたというの大垣においても、藩士たちが江戸の師匠に習っていたというの

方、町衆の謡については、傍線部②に「京観世」であったと

(1) 『大垣ものがたり 5』大垣市文化財協会 昭和三十九年三月

平成十一年十月号 (2) 拙稿「湖面を渡る謡の声―彦根藩士と太郎次郎―」。『日本文学

所収。平成十八年七月。岩田書院。 鈴木喬『大垣藩戸田家の見聞書―二百年間集積史料「御家耳袋」』

記されている。

おり、その例のひとつである。 のが、元禄期から享保期以降、つまり十八世紀には、家元が家芸 は異にしている。が、江戸時代後期に観世流に吸収され、その五 を有する一派のことである。芸系としては、江戸時代前期、 っそう勢力を拡大していた。日本の諸芸における家元制度そのも と最大の規模を有していたが、江戸時代中期の享保末ごろからい つの家を「五軒家」と称し、のち「京観世」と呼ばれるようになった。 〇九~七三)の門弟たちを祖としており、芸風を江戸の観世流と で素謡教授を専門とし一大勢力を築いた福王 切の相伝権を独占する伝授体系として整備されるようになって 江戸幕府直属のシテ方流儀のうち筆頭である観世流は、もとも 「京観世」とは、 観世流の謡の諸派のうち、独特の芸系と芸風 (服部) 宗巴 (一六 京都

章の改訂が知られている。これは、 でも、彼が編集した統一謡本「明和改正謡本」に見られる謡曲詞 章といえば、流儀内の改革を断行した家元として著名であり、 享四 [一七四七] 〜安永三 [―七四])の代に完成された。観世元 本から文言を大幅に改訂したものである。元章は流儀の門弟に対 安宗武(八代将軍吉宗の子)周辺の国学の影響を受け、従来の謡 観世流による「京観世」の吸収は十五世大夫元章(家元在位 彼が出仕、 能の指南をした田 中 延

米

田

真

理

 $\widehat{4}$

7

大谷節子

注(6)前掲書

 $\delta_{\circ\widehat{\underline{6}}}$ 先代直恒も、著書の中で元章の改正謡本に対する批判を述べてい 持つものが多くいた。本稿第二節で触れる岩井七郎右衛門励助の この改訂版謡本の使用を強要したため、 門弟の中には不満を

きて」の次の記述も興味深い。 番組の別紙として作成された熊野久夫の随想文「岐阜観世会につ 萬松館で開催された「岐阜観世会三十周年記念素謡会」の際に、 家の資料が、美濃加治田の酒造業平井家で発見された例もある。 岐阜地域の人名が少なからず見られる。また、「京観世」の岩井 る門人帳が紹介されているが、そこには「岐阜」「美濃大垣」など、 たようである。大谷節子氏により、「京観世」の「五軒家」におけ 心とする家元制度に組み込まれていく過程で記されたものである。 の転換期、 このほか、昭和十年(一九三五)九月十五日、 大垣に限らず、岐阜地域の謡文化は、「京観世」との関係が強かっ 本稿で取り上げる大垣の文書類は、まさにこのような「京観世」 すなわち京都独自の教授システムが解体し、 岐阜市公園内の 江戸を中

をつけて得意になつて謡つておる状態でした。 流行しておりまして、しかも各自が、 かへりみれば三十余年以前当地方の謡は幾んど京謡ばかりが めい~~に勝手な会釈

(架蔵資料による)

西山松之助 第一巻』。昭和五十七年。吉川弘文館 『家元の研究』。初版昭和三十四年。 『西山松之助

⁵ 清田啓子「作品研究『梅』」。『観世』昭和六十四年一月号。

⁶ 書から」。 大谷節子 『能と狂言』第六号。平成二十年。ぺりかん社 「京観世岩井家の明和本批判―岩井七郎右衛門家旧蔵文

交があり、

九月)。

蕉を、自亭前の船町湊から見送っている (元禄二年 [一六八九]

『奥の細道』の旅を終えた大垣から伊勢へと旅立つ芭

は、京観世が主流だったということが知られるのである。前ということになる。つまり、このころまでは、岐阜の町衆の謡昭和十年の「三十余年以前」は、明治三十八年(一九〇五)以

二、谷九太夫の謡仲間

① 山下家文書の謡曲関係資料

七二五])は木因と号する俳人として知られている。松尾芭蕉と親歴代九太夫のうち三代目(正保三年[一六四六]―享保十年[一めた船問屋・谷九太夫家の史料類である。

次のように紹介されている。 山下家文書は、『大垣市立図書館発行 蔵書目録解説』には、

輯されたのを機に、森川先生を通じて、大垣市へ寄贈されたして、東京大学文学部教授 森川昭氏が『谷木因全集』を編(船問屋 通称九太夫)末裔、山下つな氏所蔵の史料を収録俳聖松尾芭蕉と、京の北村季吟の相弟子である大垣の谷木因

文書目録です。

『蔵書目録解説』八頁の「6 謡曲」部には、計十三点の史料の形で示した。

【6—1】年始挨拶 1通 —·正·29

岩井励助・岩井七郎右衛門から谷九太夫宛

【6—2】父子改名祝金受納之礼 1通 —・4・14

【6―3】沢父子離縁之事並眼病之見舞状 1通 ―・卯・14 岩井七郎右衛門直忠・岩井励助から谷季因宛

(岩井)

励助から季因宛

嗳片山氏・岩井七郎右衛門から沢文内宛

|| 沢文次郎・沢文内から谷季因宛|| (6―5)|| 年頭之祝詞|| 1通|| ―・正・吉日

【6—6】観世家出火ニ付金策之為入門者世話依頼状 1通

15

費用分担願い 沢文内から谷九太夫宛(*米田注上記のため日吉氏上京中に付止宿見舞の菓子、肴の上。***

究会年報』第十七号。平成二十五年。 拙稿「昭和十年以前の岐阜における観世流の歩み」。『東海能楽研

米

<u>1</u>2

謡曲仲間人名表

1 通

書きのため「上記」となる) 「上記」とは文書の標題のこと。 『蔵書目録』は横

【6―7】依頼之謡曲本之飛脚賃ニ就而 1 通 10 12

附十一月七日助作追善謡組合表及岩井氏住所

天明5.5.8

【6―8】家元へ直入門ニ付

誓詞一札控

1 通

【6―9】「砧」伝授之誓詞一札之事(案文) 1 通

姓名、実名書判から観世織部宛

【6―10】岩井氏之事状預リ中ニ付受取人差遣され度事 1 通

3 ·

岐阜白木町小林八郎兵衛から谷九太夫宛

6 11 来ル十九日先祖年回勤ニ付風聴願 1 通

2 . 差出人・宛先不明

(同上之回覧先歟)(*米田注「同上」とは【6―11】

のこと。『蔵書目録』は横書きのため「同上」となる)

【6―13】谷九太夫六十賀謡講組合表並趣意書 1 通

3 · 26

先行研究から知られることをあらかじめ簡単に挙げておきたい。 これらの史料の標題および略解説に見られる主な人名について、 谷九太夫季因(【6-1】【6-2】ほか) 近世後期、文政ごろ

の谷九太夫家当主。

岩井励助(【6―1】ほか)岩井家五代・七郎右衛門信精。 より。次項も)。 文政十三亥年正月十一日没、七十八歳(大谷節子氏作成系図 名を新之丞と称し、後に励助と改める。 法号は励観信精居士。 幼

考観直忠居士。文政八酉年五月十九日没、三十歳。 養子。葦部四郎兵衛の子。五代・信精の娘小枝の夫。 七郎右衛門(【6―1】ほか)岩井家六代・七郎右衛門直忠。

つまり、これらは、大垣の谷九太夫家に宛てられた、京観世の ●沢文内(【6―5】ほか)岩井家の門人。大津の人。

一つ岩井家の五代・六代父子や、その門人沢文内からの書簡が中

心である。このほか、京都観世流の重鎮である片山氏(【6―4】) 宝暦二年(一七五二)、観世流別家である銕之丞家を立てた

は【6―8】の天明五年が最も古く、下限は岩井父子が没した文 観世織部(【6-9】)らの名が見られる。 時代としては、年代不明の史料が多いものの、

明らかなもので

2 谷九太夫の謡仲間

政年間のものと考えられる。

料を取って聴衆を入れ、障子越しに聴かせていたものである。 京観世で行われていた謡会のことで、町屋の一室で催され、入場 祝う「謡講」が行われた際の番組が記されている。 について見てみたい。次の【6-13】には、谷九太夫の六十歳を 次に、史料の中に見られる人名を取り上げ、谷九太夫の謡仲間 「謡講」とは

【6―13】谷九太夫六十賀謡講組合表並趣意書

三月廿六日

小謡 谷又九郎

西王母立 木村源 助 財

服 出川孫兵衛 宮専右衛門

羽衣 岡田藤右衛門 久世次郎右衛門 水野文内

放下僧 沼波源太郎 大武俊助

安宅 谷久太夫 川高川吉大安宮下奥安永奥 合木合田嶋藤田里村田井田 与利伝弥友与又粂作新勝勝 三八次左次助左助右治左太郎 衛郎 衛 衛郎衛夫 門 門 門 門

上首尾之謡講也。 二おゐて、文化四丁卯年三月廿六日暮六ツ時始、 右は谷九太夫六十賀謡講番組也。 尤聴衆夥敷間毎御なか庭迄聴衆あり。 尤俵町 葉 屋九左衛門宅 四ツ時祝言。 *

講有之ニ付、 趣意ハ、 す、めニより毎度相加りうたひ候事有之処、 園連中旧友之衆、 折節 岡田 藤右衛門殿宅にて謡 賀

米田注

茶

か

り有、一興相勤申候ハはやとの気分ニなり、無故障勤、追々悦 そ仕方もなし、なとか気分品廿年引もとし候ハ、 之謡講相催はやと一緒ニ申出され、 候人有之。別而賀のうたひなと前後めつらしき。(以下、 なるゆへ若かへりそ悲ハ候やと被申候文有ニ、 《安宅》 所望之由ニ付、 手後レいか、かと申候へは、 直ニ番組等も出来有上ニ 進 実も姿こ 何か若かへ 賀之事 略

観世の五軒家のうち薗家を指している。 ていた謡講に便乗した企画だったと読み取れる。 この催しはもともと「園連中」 が 岡 田藤右衛門」 園」とは、 宅にて催 京

門者が百四十五名であることを勘案すると、なかなかの人数だと 天保四年に大垣から五名が入門)。 ら十六名、同じ十二年に大垣から七名が入門している(このほ 有していた。このうち岐阜、美濃に関しては、 いえよう。 いる時期と重なる文政年間に入門者が集中し、 薗久右衛門家の門人帳によれば、薗家は土佐や讃岐、 備後、 岐阜、 美濃の各地に門人を持ち、 文政年間における薗家の全入 各地に素謡の弟子を 文政十年に岐阜か 本稿で対象として 伊 予、 備

出演者である土川孫兵衛の名が見られ、 そして、同門人帳における大垣の者の中に、谷九太夫の「謡講 大垣にて「園連中」 が謡

⁹ 国文』十八号。平成十九年 大谷節子 「京観世 蘭久右衛門家門· 人帳 解題と翻刻」(『神女大

となっていたという「岡田藤右衛門」は《羽衣》のワキをつとめ 講を催していたことが裏付けられる。ただし、邸宅が定例の会場

ているものの、その名は薗家の門人帳には見られないことから、

岩井など別の家の門人であったかもしれない。

健であったことが窺われる。 しく、わざわざその経過が記されている。谷九太夫の心身共に強 ているが、これは「賀之謡」すなわち長寿の祝賀会では珍しいら この謡講の主人公である谷九太夫は、《安宅》のシテをつとめ

列挙したと思われるのが、 この謡講にも出演している、大垣における主な謡のメンバーを 【6―12】謡曲仲間人名表である。

参

理

真 【6―13】での演目を併せて記しておく。

【6―12】謡曲仲間人名表

田

水野文内

米

〔《放下僧》シテ〕

[田宮専右衛門の名で《箙》のワキ]

武光俊助

田宮仙右衛門

[《放下僧》ツレの竹武俊助か]

久世次郎右衛門

「《羽衣》シテ

八百屋源助

〔《西王母》ツレの木村源助か。〕 [《羽衣》ワキの岡田藤右衛門か。]

玉屋藤右衛門

紀伊国屋萬蔵

米屋宇平

沼波源太郎

《放下僧》 ワキ」

米屋孫兵衛

[《箙》シテの土川孫兵衛か。]

茶屋嘉左衛門

帳 惣年寄見習等の町役氏名の記録である下里家文書「御目見順列控 窺われる。文政十一年以降、藩主お目見えを許された惣町年寄・ ここには屋号で記された人名も多く、大垣の町人であることが 一には、久世治郎右衛門や八百屋源助、 米屋孫兵衛、 谷九太夫

町で商売を営む有力町人だったのである。 垣藩の水運を担う豪商だった。そして九太夫の仲間たちも、 船問屋谷九太夫家は、藩の御用や商用の積荷などを取扱い、 大 らの名を見出すことができる。

三、岩井家と沢家 家元制度下における取次の変化

1 取次をめぐる争議

たのかが知られるのである。 観世」門人たちが、どのようにして家元制度の中に組み入れられ 拡大し、京都の五軒家を取り込んだ。その結果、地方在住の「京 できる。前述のように、江戸時代中期以後、 元との間を仲介する「取次」の実態の知られる点を挙げることが 別な伝授を必要とする曲や演出)の相伝を受ける際に、 山下家文書の謡曲関係資料における特徴として、弟子が習事(特 観世流家元は勢力を 江戸の家

 $[\]widehat{10}$ 『大垣市史 資料編 近世一』(平成二十年。大垣市)所収。

氏との関わりの強さから知られる。は、大津の沢文内の直弟子であったことが、資料内に記される沢は、大津の沢文内の直弟子であったことが、資料内に記される沢谷九太夫の場合、岩井七郎右衛門の門人であったが、直接的に

その免しを得る際の誓詞が残された史料を見てみよう。はじめに、「九番習」と称される習事の曲を稽古するにあたり、

【6—8】家元へ直入門ニ付「誓詞一札控」(抄出

御家元へ直御入門仕候ニ付一、私儀此度其許御取次を以

定家 大原御幸 景清 俊寛 角田川

遊行柳 当麻 藤戸 鉢木

追々御伝授之事は時節を以御願可申候。勿論、従右九番之御謡、早速御引渡被下、忝仕合奉存候。

堅ク仕間敷、猶又右九番とても簾末ニ仕間敷候御家元御伝授無之内御習事有間敷儀等、

則折紙二書顕候趣、急度相守可申候条、

一札仍如件。

天明五乙巳年八月 美濃国安八郡大垣

谷 九太夫 名乗書判

御取次 岩井七郎右衛門 殿

御取立 沢 文内 殿

「YM70-6-8 家元へ直入門ニ付 誓詞一札控」大垣市立図書館蔵 山下家文書

17

の後、この岩井家と沢家の間で争議のあったことが知られる。立」として併記される。ところが、次の【6―5】によれば、そこの末尾の記載には、岩井七郎右衛門が「取次」、沢文内が「取

【6―5】門弟取立ニ関スル沢・岩井両家入組和談一札

一札

、以来沢家は、岩井家之客分之事。

一、沢家取立御入門相済有之候仁、又々御習事相願候節は、拘、沢家より是迄之通り直々御学殿衆江相願可申候事。一、沢家取立之内、御直弟相願候仁有之候節は、岩井家へ不

从そ甲丘に接き百と司女兵事、あた1カゴーし口井。被成候ニ付、右之条々御契約ニ而、此度和談御同慶仕候。仍一、先年より疎遠ニ相過候所、江戸御表并片山氏段々御心配猶又岩井家より之添へ状右両通ヲ以、沢家より相願可申候事。

文化五年以来御互二彼是有之間敷候事、為後日仍而一札如件。

米

沢 文内殿 岩井七郎衛門

書印

岩井家の「添へ状」が必要だと言っている。の取り次ぎは沢家が直接行ってもよいが、習事を相伝する場合は書きによれば、沢家の直弟子として新規に入門する際は、家元へ家の格付けが明らかにされている。また、二番目・三番目の一つ最初の一つ書きでは、「沢家は、岩井家之客分」と記され、両

慶」という状態に落ち着いたとみられる。家元や、京都観世流の重鎮である片山氏が間に入り、「和談御同年より疎遠」という事態に陥っていたのだろう。そして、江戸のおそらくはこのことが原因で、両家の間に争議が発生し、「先

沢文内が谷九太夫に新しい入門者の斡旋を依頼する書簡である。―6】は、観世の家元が火災に遭ったため、再建の金策として、この「和談同慶」という語は、他の史料からも見出せる。【6

分より翻刻) 【6―6】観世家出火ニ付金策之為入門者世話依頼状(追伸部

は乍慮外御安意可被申候。も出京ニ付、此度早共に和談同慶仕候間、最早之御風聴侍れも出京ニ付、此度早共に和談同慶仕候間、最早之御風聴侍れ一 先年より疎遠ニ相過候岩井・此方之義、右之通り幸日吉

長々之義可聞所、先以時節到来ニ而、何方も相済候事御同前、

16

御歓被下度。

尤右之通り之一札、互ニ為取替無之間、今誰も、御落手候と

申し候。

(……略……)

四月十五日 澤文内

谷九太夫様

ってくる。置づけをめぐり、中間教授層が翻弄されていた実態が浮かび上が窺われる。と同時に、家元制度におけるピラミッド形組織内の位えこからは、岩井家との問題が和解に向かい、安心した様子が

被ったと伝えられている。ではないだろうか。この催しは暴風と火災に見舞われ、大損害をではないだろうか。この催しは暴風と火災に見舞われ、大損害を六)の、観世大夫清暢による江戸幸橋門外での勧進能火災のこと【6―6】の「出火」とは、具体的には、文化十三年(一八一

② 沢文内家の動向

沢家の系図は未調査だが、山下家文書には、沢家内部の後継者

九太夫に宛てられた書簡から、その状況を見てみたい。問題が窺われる史料も見られる。岩井家五代目である励助から谷

【6―3】 沢父子離縁之事並眼病之見舞状(抄

(…略…)

父取立駒井渕治と申仁、沢氏不縁後大坂へ罷下、則大坂ニ而貴翁様御覚候不被成哉、一端、沢助作文内殿養子ニ成候、亡

駒井渕治と申而謡指南致居。

公ニ遣シ、当時致別家、則、米屋作治郎と申候。 其忰ヲ大坂ニ而名高キ米屋平右衛門殿[殿村氏]と申家江奉

右渕治剃髪只今八貫斎ト申候、当年八旬ニ成候迚、(…略…)

* []内は「米屋」と併記

る。

ることから、「文内」は代々襲名する当主名であることが知られず)には当代の「沢文内」署名にて「助作」の追善番組が記されず)には当代の「沢文内」と記され、かつ【6―7】(引用掲出せここには「沢助作文内」と記され、かつ【6―7】

別家したというのである。当人の渕治は出家し、その子は米屋という屋号の店で奉公した後、は養父文内と不縁になり、大坂で謡師範となったという。そして、これによれば、助作文内が後継者として迎えた養子・駒井渕治

前の箇所で、岩井励助が自らを「去年、当年六十歳ニ相成」と称この書簡は「卯月十四日」の日付だけで年記はないが、引用以

15

岩井励助よりは一世代前の人物ということになろう。き駒井渕治は「八旬」すなわち八十歳を迎えたというのだから、年齢によれば、文化七年(一八一一)前後と考えられる。このとしていることから、文政十三年(一八三〇)に七十八歳という没

には注目すべき動向があったようである。談同慶」に至る間の時期であるが、それより遠い時期にも、沢家談印慶」に至る間の時期であるが、それより遠い時期にも、沢家文化七年前後といえば、まさに岩井家と沢家が「疎遠」から「和

沢家をめぐるこれらの資料は貴重な事例だといえよう。 家元制度下における中間教授層の家に関しては不明な点が多く、

理

おわりに

真

米

田

以上、山下家文書をもとに、大垣の地理や経済と深く関係する。をっていたことを示した。また、観世流の家元制度が発展する過程で、岩井家と沢家の間で争議が起こっていたことを紹介した。谷九太夫をはじめ、大垣の町衆が岩井家や薗家といった「京観世」の門弟だったことは、大垣の有力な町衆である谷九太夫以上、山下家文書をもとに、大垣の有力な町衆である谷九太夫以上、山下家文書をもとに、大垣の有力な町衆である谷九太夫以上、山下家文書をもとに、大垣の有力な町衆である谷九太夫以上、山下家文書をもとに、大垣の有力な町衆である谷九太夫といいた。

て琵琶湖水運に接続していたことである。すなわち、大垣は河川続し、かつ、支流の牧田川から「九里半街道」と称する陸路を経背景は、大垣に東接する揖斐川が河口の桑名から東西の海運に接垣では近世初期から明治末期にかけて水運が発達していた。その近れ大夫が富裕な船問屋であることからも知られるように、大

を通じて京都や大坂と直結していたのである。

そこに、町人の文化が興隆し、上方の文化と交流するのは自然な取引所が発達し、豊かな経済力を身につけた町人たちが台頭した。よって、大垣には、物流の拠点となる河湊や、廻船問屋、米穀

今後も、美濃地域と上方との文化的交流について調べていきた

ことである。

° 1

海能楽研究会のみなさまに心より感謝申し上げます。た大垣市立図書館、ならびに口頭発表の席上貴重なご教示を賜りました東〔謝辞〕本稿を成すにあたり、資料の閲覧と利用を許可してくださいまし

(Accepted November 30, 2013)